

## 2015 年 TPA 法による行政府・議会の関係について

○7 月末にハワイで開催された TPP 閣僚会合は、交渉妥結に不可欠な米国の 2015 年 TPA 法の成立を受け、大きな政治的障害を乗り越えた中で開催されたが、主に自動車の原産地規則、乳製品の市場アクセス、バイオ医薬品のデータ独占期間に関する意見の相違を解消することができなかつたため、大筋合意に至らず閉幕した。

TPP 交渉については、その透明性欠如が各方面から批判されているが、2015 年 TPA 法には議会、専門家、国民との情報の交換・提供の仕組みが織り込まれている。次のようなガイドラインの作成が義務付けられているのも、その一例である。

### ①議会との調整

### ②通商代表と議員アドバイザーとの有用かつ時宜を得た情報交換の促進

### ③透明性を助長し、国民の参加を奨励し、交渉過程の協力を促進するための交渉に関する情報提供

### ④1974 年通商法第 135 条の貿易政策・交渉諮問委員会との調整

・これらの仕組みが首尾よく機能するのか、注目していく必要があるが、米通商代表部は、既に議員アドバイザー、国際貿易委員会、それぞれの貿易政策・交渉諮問委員会との情報交換等を行っている模様である。

例えば自動車の原産地規則については、日米合意に対しメキシコ、カナダが反発したとだけ報道されている。カナダの 8 月 20 日付の *The Globe and Mail* が「カナダ及びメキシコの自動車業界幹部が要求している TPP の原産地比率の最低限は、日米が 7 月末の TPP 閣僚会合前に合意したといわれている、自動車部品 30%、普通乗用車 45%よりは高い水準である」と報道したのを始めとして、メキシコ、カナダの関係者の発言が相次いでいる。また米国労組関係者の発言等を考慮すると、政府から守秘義務を前提に詳細な説明を受けているのではないかと類推し得る内容も含まれている。

TPP 交渉については、物品の貿易以外にも国民生活に関連する多くの分野が含まれている。交渉を進めていく上で秘密保持が必要というのであれば、通商交渉の権限を含め、多くの相違点があるが、米国の仕組みも参考にしながら、我が国の実情に沿った仕組みを検討すべきではないか。

○大統領の議会に対する通知・協議等に関する規定ぶりは、次のとおりである。

交渉開始 90 日前	第 105 条 (a) (1) (A)	交渉開始の意図を議会に通知
------------	---------------------	---------------

法施行後(6月29日)できるだけ速やかに	第 107 条 (b) (1)	実施中の TPP 交渉、TTIP 交渉、WTO サービス協定交渉及び WTO 環境物品交渉については、特別な交渉目標及び新協定又は既存協定の修正かを議会に通知
交渉開始の通知の前後	第 105 条 (a) (1) (B)	下院歳入委員会、上院財政委員会その他関係委員会並びに上院アドバイザー及び下院アドバイザー(以下「議員アドバイザー」という)に協議
	第 105 条 (a) (1) (C)	上院アドバイザー又は下院アドバイザーの過半数の要請に基づく会合を開催
	第 105 条 (b) (2)	実施中の TPP 交渉、TTIP 交渉、WTO サービス協定交渉及び WTO 環境物品交渉については、下院歳入委員会・上院財政委員会及び議員アドバイザーに協議
交渉開始前又は法施行後できるだけ速やかに	第 105 条 (a) (2) (B)	米通商代表は、センシティブな農産物の関税削減の妥当性について、下院歳入委員会及び農業委員会、上院財政委員会並びに農業・栄養・林業委員会に協議 水産物及び繊維についても、同様の規定あり (参考) センシティブ農産物は、・ウルグアイ・ラウンド合意の結果、1994年12月31日の適用関税率が1995年1月1日に2.5%以下の削減率となった農産物及びTPA法の施行時に関税割当ての対象となっている農産物で、牛肉、乳製品、砂糖、オレンジジュース等が該当
法施行後120日以内(10月28日まで)	第 104 条 (a) (3) (A) ・ (c) (3) (A)	米通商代表は、通商協定に関し議会との調整を改善するためのガイドライン及び米通商代表と議員アドバイザーとの有益かつ時宜を得た情報交換を容易にするためのガイドラインを作成
交渉開始 30 日前	第 105 条 (a) (1) (D)	下院歳入委員会及び上院財政委員会と協議の上、国民が閲覧し得る米通商代表部のウェブサイトに通商交渉のそれぞれの目標に関する詳細かつ包括的な概要の公表
交渉中	第 104 条	米通商代表は、上下両院議員、下院歳入委員会、上院財政委員会、議員アドバイザー、下院農業委員会、上院農業・栄養・林業委員会等との詳細かつ時宜を得た協議及び情報提供等

協定署名 180 日前	第 105 条 (b) (3) (A)	協定に関し交渉で進展した、最終協定テキストに織り込まれる提案、1930年関税法第7編又は1974年通商法第2編第1章の改正が必要となり得る提案及び第102条(b)(17)－貿易救済法－の交渉目標との関係について、下院歳入委員会及び上院財政委員会に報告
協定署名 90 日前	第 106 条 (a) (1) (A)  第 105 条 (b) (4)	協定署名の意図を議会に通知  1974年通商法第135条(e)(1)の報告書については、同条(c)(1)の諮問委員会は、協定署名の意図を議会に通知した日から30日以内に大統領、議会及び米通商代表に提出  (参考) 1974年通商法第135条の貿易政策・交渉諮問委員会は、産業、労働、農業、サービス、投資、国防等の部門別又は機能別に設置されており、それぞれ45人以下の業界代表等の委員で構成
協定署名 90 日前	第 105 条 (c) (1) ・ (2)	国際貿易委員会(ITC)に協定の詳細な情報を提供し、ITCは、協定署名後105日以内に経済的な影響評価を議会に提出
協定署名 60 日前	第 106 条 (a) (1) (B)	国民が閲覧し得る米通商代表部のウェブサイト に交渉テキストを公表
協定署名後 60日以内	第 106 条 (a) (1) (C)	協定実施に伴い必要となる法律改正事項を議会 に提出
協定署名後 の議会開会 中	第 106 条 (a) (1) (E)	協定テキスト、実施法案の原案、通商協定を実施 するための行政措置及び支援情報を議会に提出
大統領の署名 (署名期限なし)  協定発効 30 日前 (確認期限なし)	第 106 条 (a) (1) (F)  第 106 条 (a) (1) (G)	実施法案は大統領の署名によって法となるが、次 の通知によって協定が発効  協定の発効日に有効となるその協定の規律を遵守 するために必要な手段を交渉締約国が講じた と確認したことを議会に通知(協定発効に関連)

○協定実施法案が協議・遵守決議案又は手続き否認決議案によりファストトラックの対象外とされない場合、迅速な議会審議(ファストトラック)の手順は、次のとおりである。

提出	2015年TPA法による改正後の1974年通商法第151条(c)(1)	大統領が提出した協定実施法案を議会多数党指導者及び少数党指導者によって議会会期中に提案
日数	同法第151条(e)(1)	上院30日(委員会15日・本会議15日)及び下院60日(委員会45日・本会議15日)開会日内に限定
時間	同法第151条(d)・(e)	上下両院それぞれ20時間以内に限定
採決	同法第152条(d)	協定実施法案の修正は許されず、議会は賛否の二者択一のみ